



JASDAQ

平成28年2月12日

各位

会社名 株式会社ベルパーク
代表者名 代表取締役社長 西川 猛
(JASDAQ・コード9441)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 石川 洋
電話 03-3288-5211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月12日開催の取締役会において、平成28年3月24日開催予定の第23回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業内容の拡大と多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に一部追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を役員として招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第28条(取締役の責任免除)第2項及び第36条(監査役の責任免除)第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、第28条(取締役の責任免除)第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (条文省略) 2. 電気通信機器及び事務機器の売買、リース、輸出入、レンタル、取付工事並びに保守業務 3. 家庭用電気製品、コンピューター、コンピューター周辺機器、コンピューターソフトウェア及びマニュアルの販売、輸出入及び保守業務	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行どおり) 2. 電気通信機器及び事務機器の売買、リース、輸出入、レンタル、取付工事、 <u>修理並びに保守業務</u> 3. 家庭用電気製品、コンピューター、コンピューター周辺機器、コンピューターソフトウェア及びマニュアルの販売、輸出入、 <u>修理並びに保守業務</u>

現行定款	変更案
4. ～ (条文省略)	4. ～ (現行どおり)
22. 23. <u>自然エネルギー等の販売並びに発電機器の販売及び取次ぎ</u>	22. 23. <u>電気、ガス及びその他のエネルギー事業全般に関する業務</u>
24. ～ (条文省略)	24. ～ (現行どおり)
27. (新 設) (条文省略)	27. 28. <u>託児所の運営</u> 29. (現行どおり)
28. (本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 ～ (報酬等)	第3条 ～ (報酬等)
第27条 (取締役の責任免除)	第27条 (取締役の責任免除)
第28条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
2 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(員数) 第29条 ～ (報酬等)	(員数) 第29条 ～ (報酬等)
第35条 (監査役の責任免除)	第35条 (監査役の責任免除)
第36条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
2 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(選任) 第37条 ～ (除斥期間)	(選任) 第37条 ～ (除斥期間)
第43条 (条文省略)	第43条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年3月24日

定款変更の効力発生日 平成28年3月24日

以上